

漁業経営高度化促進支援資金の概要

資金名		取組促進資金	経営指導資金	継続支援資金
貸付対象者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源管理 以下の資源管理に参加する中小漁業者で、経営安定改善計画について知事の認定を受けた者 ① T A C法に基づく漁獲可能量協定又は漁獲努力量協定（準ずる協定を含む） ② 海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定（準ずる協定を含む） ③ 資源回復等推進支援事業に基づく資源回復型事業計画 ④ 漁獲努力量削減実施計画に基づき資源の回復を図るために漁業者団体が作成した計画 ○ 流通高度化 以下の流通高度化の取組を行う中小漁業者及び漁業者団体で、経営安定改善計画について知事の認定を受けた者 ① 計画的な出荷・販売 ② 新たに実施する水産物の安定的取引 ③ 漁獲物の加工、付加価値の向上 	<p>経営指導を受けた者であって、経営安定改善計画について知事の認定を受けた者で次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁家経営（次の全てに該当する者） ① 直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半を占めている者 ② 下の貸付対象資金に規定する借入金等を有し、かつ経営指導による経営改善を図る上でその整理が必要と認められる者 ③ 累積欠損を有する場合、本資金の融通により概ね5年以内に累積欠損の解消の見込みがあると認められる者 ④ 漁業経営再建資金を借り受けていない者 ⑤ 本資金について融資機関から金利軽減協力が得られる者 ○ 企業経営（次のいずれかに該当する者） ① 直近3ヶ年の事業年度の当期利益が通算して損失となっているが、当期利益に減価償却及び支払利息を加えた値が正となっている者 ② 直近の事業年度末日において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計を控除して得た額を固定資産の額で除した数値が0.1以上0.5未満の者 	<p>次の全ての要件を満たす中小漁業者で、経営安定改善計画について知事の認定を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資源管理へ参加する者、流通高度化の取組を行う者又は中小漁業構造改善計画若しくは漁業経営基盤強化計画に参加する者、又は経営指導を受けた者 ② 直近年の水揚額が通常年の水揚額（直近年を除いた過去5年間の水揚額のうち最高及び最低を除いた3か年の総和平均）に比し、おおむね2割以上減収した者
貸付対象資金		<ul style="list-style-type: none"> ① 資源管理の実施に伴い新たに必要となる経営資金（漁具改良、小漁具購入、餌料購入等） ② 不要漁船・漁具処理対策事業のために負担する拠出金 ③ 流通高度化の取組の実施に必要な毎年度の経営資金（雇用労賃、保管経費、販売経費等） ④ 流通高度化の取組の実施により新たに必要となる資金（簡易施設設置等） 	<p>漁業経営に係る次に掲げる借入金等のうち、返済期限到来後未返済となっている借入金等及び当該年度に償還期限が到来する借入金等の借換に要する資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業近代化資金、天災資金その他国又は県が利子補給を行い又は融資する資金（漁業経営維持安定資金を除く） ② 特定の金融機関からの借入金 ③ 釣払い契約等による債務で実質的に借入金とみなされるもののうち、非常な悪条件下にあるもの 	<p>資源管理型漁業への取組、魚価の低迷等による水揚額の減少によって必要となる経営資金</p>
貸付条件	限度額	3～400百万円	2～130百万円	10～210百万円
	償還期限	7年以内（うち据置3年以内） ※ 特認 10年以内（うち据置3年以内）	1年以内	5年以内（うち据置1年以内） ※ 特認 6年以内（うち据置2年以内）